

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1278

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（略） 1～7（略） 8 警察			別表第1（略） 1～7（略） 8 警察		
組織	職	区分	組織	職	区分
警察本部	（略）		警察本部	（略）	
	参事官 首席監察官 局長 課長 （ <u>会計、監察、人身安全対策、少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許、警備及び災害対策課</u> の課長に限る。） 隊長 （ <u>高速道路交通警察隊</u> 長に限る。）	2種		参事官 首席監察官 局長 課長 （ <u>会計、教養、監察、デジタル企画、人身安全少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許、警備及び緊急事態対策課</u> の課長に限る。） 隊長 （ <u>高速道路交通警察隊</u> 長に限る。）	2種
	（略）			（略）	
（略）			（略）		
警察署	署長	2種	警察署	署長	2種
	（三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東、 <u>浜松中央</u>			（ <u>下田、三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東及び浜松</u>	

	及び浜松西警察署の署長に限る。)			中央警察署の署長に限る。)	
	署長 (2種に掲げる署長を除く。) 副署長 (三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東、 <u>浜松中央</u> 及び <u>浜松西警察署</u> の副署長に限る。)	3種		署長 (2種に掲げる署長を除く。) 副署長 (<u>下田</u> 、 <u>三島</u> 、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東 <u>及び</u> <u>浜松中央警察署</u> の副署長に限る。)	3種
	(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年3月20日から施行する。